

【1】新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等に関する周知のお願い
新型コロナウイルス感染症対策に関して、1月7日、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第1項に基づき、1月9日から1月31日までを期間として、広島県、山口県及び沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。
つきましては、変更された基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただきますようお願いいたします。

○資料

（参考1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20220107.pdf

（参考2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220107.pdf

（参考3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220107.pdf

【2】出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）に関するお願い

1月7日の新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、1月9日から1月31日までを期間として、広島県、山口県及び沖縄県について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされております。

全国の新規感染者数は、年末・年始にかけて急増しており、療養者数と重症者数も増加傾向にあります。

特に広島県、山口県及び沖縄県については直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が全国の中で上位の3県となっており、急速に感染拡大が生じているとともに、このまま推移した場合には、感染の急速な拡大に伴い、医療提供体制に大きな負荷がかかることも想定されます。

つきましては、以下の取組について、会員企業等への周知に御協力をお願いいたします。

1 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

・人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進。

2 まん延防止等重点措置区域等以外の都道府県における取組

・事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進。